

申請書の添付書類が変わります！

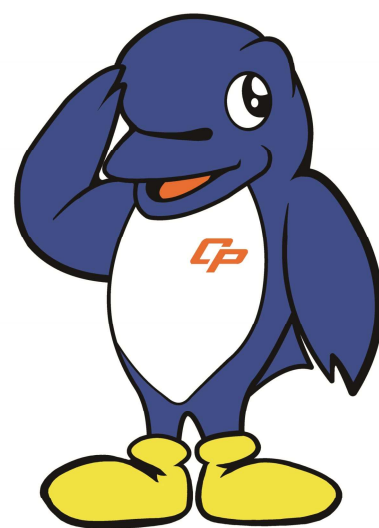
令和元年12月14日、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正施行されます。

成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が不要となり、誓約書の文面が変更となります。

登記されていないことの証明書 ⇒ 不要

誓約書 ⇒ 文面が変更

風俗営業の新規申請や管理者さんの変更時の添付書類が変更となりますのでご注意ください。



問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課
若しくは最寄りの警察署生活安全課まで